

## 安全で美味しい島根の県産品認証制度認証マーク使用規程

### 第1 目的

安全で美味しい島根の県産品認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）第12条に規定する認証マークの使用に関して必要な事項を定める。

### 第2 使用の範囲

安全で美味しい島根の県産品認証取得者（以下「認証取得者」という。）は次の場合において、認証マークを使用することができるものとする。

- (1) 認証取得の対象となる農産物、畜産物、林産物及び水産物（以下「認証農林水産物」という。）またはその容器包装等に表示する場合
  - (2) 認証農林水産物のPR用資材等に表示する場合
  - (3) 認証取得者の事業所または施設等において掲示する場合
  - (4) 認証取得者のホームページ等に表示する場合
  - (5) その他知事が適当であると認める場合
- 2 認証農林水産物が原材料中重量比50%を超える（ただし認証農林水産物と同一品目で認証を受けていない原材料と混合使用する場合は除く。）加工食品等（以下「認証原材料加工品」という。）について、別添1「加工品におけるマーク使用基準」を満たすときは、認証原材料加工品を加工・製造または販売する者（自らが生産する認証農林水産物の加工等を行う認証取得者を含む。以下「加工業者等」という。）は、次の場合において、認証マークを使用することができるものとする。
- (1) 認証原材料加工品またはその容器包装等に表示する場合
  - (2) 認証原材料加工品のPR用資材等に表示する場合
  - (3) 加工業者等の事業所または施設等において掲示する場合
  - (4) 加工業者等のホームページ等に表示する場合
  - (5) その他知事が適当と認める場合
- 3 認証取得者が、自らが生産する認証農林水産物を小分け業者・小売業者（以下「小分け業者等」という。）に小分けさせ、その商品に直接認証マークを使用させる場合には、小分け業者等と次の項目について確認するものとする。
- (1) 小分け業者等が小分けを行う全ての場所
  - (2) 認証農林水産物と他の商品を区別し、安全性を確保して小分け・販売できる体制であること
  - (3) 小分け販売時のトレーサビリティ体制が確認できること
  - (4) 第4に規定する規格による表示を行うこと
  - (5) 知事がマーク使用状況の確認を求めたときには、小分け業者等がその求めに応じること

### 第3 使用の管理

認証取得者及び加工業者等は、認証マークを使用するにあたっては、流通・小売業者等と連携を図り、認証取得の情報が消費者等に正確に伝達されるよう、適切な管理を行うものとする。

- 2 小分け業者等に認証マークを使用させる認証取得者は、適切なマーク使用が行われるよう小分け業者等に確認を行うとともに、小分け販売時に違反表示がなされたときは、小分け業者等に確認のうえ、知事へ報告をしなければならない。
- 3 認証農林水産物または認証原材料加工品を販売しようとする流通・小売業者等は、第2の規定にかかわらず、認証農林水産物または認証原材料加工品を販売する施設等において、認証マークを掲示することができる。ただし、認証取得に関する情報が消費者等に正確に伝達されるよう適切に掲示し、その管理を行わなければならない。

#### 第4 認証マークの規格・表示

認証マークの規格は、別添2「安全で美味しい島根の県産品認証マーク清刷」のとおりとし、認証取得者または加工業者等はその表示に努めるものとする。

- 2 認証マークと島根県観光キャラクター「しまねっこ」を組み合わせたマーク（以下「しまねっこコラボ認証マーク」という。）を別添3「しまねっこコラボ認証マーク」のとおりとし、認証マークに準じて取り扱うものとする。
- 3 認証マークを認証農林水産物または認証原材料加工品に表示する場合は、認証農林水産物が要件に適合した生産管理体制下において生産された旨を明記しなければならない。

#### 第5 使用料

認証マーク及び第6の規定による認証シールの使用料は当面无償とする。

#### 第6 使用の申請・届出

認証取得者が、認証農林水産物に認証マークの使用を希望するときは、認証マークの使用及び認証シールの交付について、様式第1号により申請するものとする。

- 2 加工業者等が、認証原材料加工品に認証マークの使用を希望するときは、認証マークの使用について、様式第2号及び第3号により申請するものとする。
- 3 認証取得者が、小分け業者等において、認証農林水産物に直接認証マークを表示させようとするときは、様式第4号により届け出るものとする。
- 4 1から3に定める申請書及び届出は、島根県農林水産部農産園芸課に提出するものとする。

#### 第7 使用の報告

第6の規定により交付申請を行い、認証シールの交付を受けた認証取得者は、要綱第14条に基づく実績報告において、認証シール使用実績を報告するものとする。

- 2 第6の規定により使用申請を行い、認証マークの使用を認められた加工業者等は、毎年1月から12月までの認証農林水産物の入荷状況等の実績について、翌年1月末までに様式第5号により、農林水産部長に報告するものとする。
- 3 1及び2に定める報告書は、認証取得者の所在地を管轄する隠岐支庁長、農林振興センター所長または水産事務所長に提出するものとする。ただし、加工業者等が認証取得者と異なる場合は、島根県農林水産部農産園芸課長に提出するものとする。

#### 第8 使用状況の調査

知事は、認証マークの使用状況を確認する必要があると認めるときは、認証取得者、加工業者等または小分け業者等における、認証農林水産物または認証原材料加工品の出荷等の状況について、調査を行うことができるものとする。

#### 第9 使用の中止

知事は、要綱第15条に規定する監査及び第8に規定する調査等において、認証マークの使用が適切でないと認めるときは、要綱第16条の規定に基づき、認証の取り消しを行うことができるものとする。

- 2 前項の規定により、認証の取り消しを受けた認証取得者は速やかに認証マークの使用を中止し、その結果、余剰が生じた認証マークは責任を持って管理しなければならない。なお、認証の取り消しを受けた認証取得者のうち、第6の規定により認証シールの交付を受けたものについては、認証シールの残余枚数を速やかに返納しなければならない。
- 3 認証の有効期間を満了した認証取得者及び認証農林水産物の栽培中止等により認

証マークに余剰が生じた認証取得者についても、前項の規定に準ずるものとする。

- 4 第8の規定による調査等において、不適正な行為が認められたときは、知事は加工業者等及び小分け業者等に認証マークの使用を中止させることができる。
- 5 前項の規定により、認証マークの使用の中止となった加工業者等及び小分け業者等は速やかに認証マークの使用を中止し、その結果、余剰が生じた認証マークは責任を持って管理しなければならない。

#### 第10 帳簿の保存

加工業者等は、認証原材料加工品の製造出荷や、その原材料となる認証農林水産物の入荷等に係る帳簿、記録等について、加工品の製造出荷や原材料の入荷等を行った年の翌年から3年間保存するものとする。

#### 第11 事故等の対応

認証原材料加工品について、製造出荷、流通又は販売の過程において、品質等に関する事故等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、加工業者等がその責任を負うものとする。

- 2 事故等が発生した場合、加工業者等は誠意をもって必要な措置を講じるものとする。

附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成22年8月6日から施行する。

附 則 この改正は、平成26年8月19日から施行する。

附 則 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成31年1月1日から施行する。

## 認証マーク使用申請書

年 月 日

島根県農林水産部長 様

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称 ⑧  
(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

安全で美味しい島根の県産品認証制度認証マーク使用規程第6の規定により、下記のとおり、認証マークの使用等について申請します。

記

### 1 使用する認証マーク

①データ（JPEG）の交付を希望する場合（該当するものに)

マークの種類	認証マーク		しまねっこコラボ認証マーク	
交付方法	<input type="checkbox"/> CD	<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> CD	<input type="checkbox"/> 電子メール

送付先（又はメールアドレス）

【  】

③シールの交付を希望する場合（1回あたり上限20,000枚）

マークの種類	認証マーク			しまねっこコラボ認証マーク			
	基本認証	上位認証		基本認証		上位認証	
				パターン① (マーク白)	パターン② (マーク赤)	パターン③ (マーク金)	
枚数	大 (36mm×54mm)	枚	枚	大 (30mm×35mm)	枚	枚	枚
	小 (20mm×25mm)	枚	枚	小 (25mm×30mm)	枚	枚	枚

送付先（又はメールアドレス）

【  】

【交付希望枚数の積算根拠】 ※積算の対象期間は1年以内

(例) 出荷予定数量(2019年10月から2019年3月) 120,000kg ÷ 小分け単位 60kg = 2,000枚

## 2 認証マークの使用方法（該当するものに☑）

- 認証産品に直接表示（容器包装に表示する場合も含む）
- P R 資材等に直接印刷  
（ 資材等の種類： \_\_\_\_\_ ）
- 事業所または施設に掲示  
（ 掲示の形態 \_\_\_\_\_ ）
- ホームページ等に表示
- その他  
（具体的に記載すること： \_\_\_\_\_ ）

様式第2号（第6の2関係）

## 認証原材料加工品への認証マーク使用申請書

年 月 日

島根県農林水産部長 様

申請者 住所  
氏名 ⑩  
(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

安全で美味しい島根の県産品認証制度認証マーク使用規程第6の規定により、下記のとおり、認証マークの使用について申請します。

記

### 1 認証マークを表示したい加工品等について

#### (1) 原材料となる認証産品

認証番号			
生産者名			
認証農林水産物			

※入荷計画については、別記のとおりです。

#### (2) 加工品の内容

加工品の種類（名称等）	
加工品の原材料 （品目名及び重量比(%)）	

※重量順に全てを記載すること（食品添加剤、調味料等は除いても可）

### 2 使用する認証マーク（該当するものに☑）

#### (1) 使用する認証マーク

- 認証マーク  
 しまねっこコラボ認証マーク

#### (2) 電子データの交付を希望される場合の交付方法

- CD（送付先住所・所在地： ）  
 電子メール（アドレス： ）

※シールを希望される場合は、ご相談ください。

### 3 認証マークの使用方法（該当するものに☑）

- 認証産品に直接表示（容器包装に表示する場合も含む）
- P R資材等に直接印刷  
（ 資材等の種類： ）
- 事業所または施設に掲示  
（ 掲示の形態： ）
- ホームページ等に表示
- その他  
（具体的に記載すること： ）

様式第3号（第6の2関係）

## 誓 約 書

年 月 日

島根県農林水産部長 様

住所  
氏名

⑩

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

安全で美味しい島根の県産品認証マークの使用申請にあたり、下記のとおり誓約します。

### 記

- 1 安全で美味しい島根の県産品認証制度マーク使用規程（以下「規程」という。）を遵守し、認証マークの適正な使用に努めます。
- 2 規程第8に規定する調査に協力します。
- 3 認証原材料加工品の製造出荷、流通又は販売の過程において、品質等に関する事故等が発生した場合は、責任をもって対処します。

様式第4号(第6の3関係)

小分け業者等のマーク表示に関する届出

年 月 日

島根県知事 様

認証取得者 住所又は所在地

氏名又は名称

⑩

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

小分け業者・小売業者において認証産品に認証マークを表示させたく、下記のとおり届け出ます。

記

小分け業者・小売業者

住所又は所在地

氏名又は名称

なお、この届け出にあたり、上記業者とは、別添写しのとおり覚書を交わしております。

(参考様式)

## おい 美味しまね認証マーク使用に関わる覚書

[認証取得者名を記載する] (以下「甲」という。)と [小分け業者等名を記載する] (以下「乙」という。)は、安全で美味しい島根の県産品認証制度マーク使用規程(以下「マーク使用規程」という。)を遵守し、以下のとおり覚書を締結する。

### 記

1. 乙が甲の生産した「美味しまね認証産品」に、美味しまね認証マークを表示する場合は、他の産品と合わせることなく、区別して包装し、販売するものとする。
2. 乙が甲の産品を小分けし、認証マークを表示するのは、以下の店舗とする。  
[店舗の住所及び名称を記載する]
3. 美味しまね認証マークを表示して販売する場合は、小分けした包装の表示から、生産者が甲であると特定できるものとする。
4. 美味しまね認証マークの表示方法は、マーク使用規程に基づく、適正な内容であることを甲、乙双方で確認を行うものとする。
5. 島根県が、美味しまね認証マークの表示に関し、乙に確認を求めた場合は、乙はこれに応じるものとする。

本覚書締結の証として、本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 [認証取得者住所・氏名] ⑩  
(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

乙 [小分け業者等住所・氏名] ⑩  
(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

様式第5号(第7関係)

## 認証原材料加工品に係る実績報告書

島根県農林水産部長 様

年 月 日

加工業者等住所

氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

安全で美味しい島根の県産品認証制度認証マーク使用規程第7の規定により、報告します。

認証番号		認証農林水産物	
加工品名(商品名)		製造出荷年	
認証農林水産物入荷数量(kg等)			
認証農林水産物入荷先(認証取得者以降の流れを全て記載すること)			
加工品製造出荷数量(個・kg等)			
加工品の主な出荷先等			

## (1) 対象となる加工品

以下の要件を全て満たすこと。

- ① 認証農林水産物を原材料として、加熱、乾燥、調味、粉引き、塩蔵、混合など加工・製造したもの
- ② 水、食品添加物、調味料(砂糖・醤油・食塩等)等を除く原材料のうち、認証農林水産物が50%以上(重量比。複数の認証製品の合計でも可)のもの
- ③ 認証農林水産物と同じ品目で認証を受けていない原材料を混合使用していないもの(同一品目の混合使用であって、いずれも認証農林水産物の場合は可)

## (2) 認証マークの使用要件

以下の要件を全て満たすこと。

- ① 認証農林水産物について、生産者以降の流通経路が明らかであること
- ② 認証農林水産物を使った加工作業が、他の加工作業と明確に区分されていること
- ③ 認証農林水産物の仕入量と認証農林水産物を原料とした加工品の製造・販売量が記録されていること
- ④ 加工・製造に関する記録等情報について、県や取引業者、消費者からの求めに応じて開示すること

## (3) 認証マークの表記方法

認証マークの表記にあたっては次の事項に留意すること。

- ① 認証を受けている原材料名を明示すること。
- ② 美味しまね認証を受けた農林水産物を原材料としている旨を明示すること。(加工品自体が認証を受けたものであると誤認されないよう表記に留意すること。)
- ③ 認証マークは①②の表記中に表示するか、①②の表記の近くに表示すること。

## 記載例

<例1>

島根県の「<sup>おい</sup>美味しまね認証 」を受けた卵を使用しています。

<例2>



このジャムは、美味しまね認証を受けたいちごを原材料として使っています。

## 安全で美味しい島根の県産品認証マーク清刷

### ● 認証マーク パターン①

マーク

M100%+Y100%

(特色の場合はDIC2496)

「安全で美味しい島根県GAP認証」

「安全で美味しい島根県認証」

BK100%

枠線 BK100%線幅0.1mm

枠内 白(上位認証:金(特色の場合  
DIC620))

※上位認証は、背景を白と金いずれを  
使用しても良い。

【基本認証】



【上位認証のみ】



※便宜上グラデーションで金  
色を表現しています。

### パターン②

バック C20%+M100%+Y100%

(特色の場合はDIC2485)

マーク 白

(上位認証:金(特色の場合DIC620))

※上位認証は、背景を白と金いずれを  
使用しても良い。

「安全で美味しい島根県GAP認証」

「安全で美味しい島根県認証」

白

【基本認証】



【上位認証のみ】



※便宜上グラデーションで金  
色を表現しています。

### パターン③

M100%+Y100%

(特色の場合はDIC2496)

枠線 M100%+Y100% 線幅0.1mm

(特色の場合はDIC2496)

枠内 白(上位認証:金(特色の場合  
DIC620))

※上位認証は、背景を白と金い  
ずれを使用しても良い。

【基本認証】



【上位認証のみ】



※便宜上グラデーションで金  
色を表現しています。

- 専用のデータにより、正確に使用してください。
- マークの色については、上記の3パターンとします。
- 段ボール、商品説明のチラシなど、白色以外の素材に印刷する場合は、背景や文字の白色を印刷しないことも認めます。ただし、パターン①、③は枠線は必ず印刷してください。
- 原則として白黒表示は禁止します。ただし、認証品目の表示に使用する以外に、レポートや記事など白黒使用の媒体に記載する場合等に限り、白黒による表示を許可します。
- マークとともに、要件に適合した生産管理体制下において生産された旨を明記してください。  
ex 「安全な生産に取り組んでいることを県が認証しています」、「認証を受けた農場でつくられたものです」など
- 加工業者等が使用する場合は、認証を受けている原材料を明記し、かつ、マークを「美味しまね認証」と一体的に表記すること。(別添1「加工品におけるマーク使用基準」参照)

(注)平成30年12月31日以前のマーク(「島根県GAP認証」が「島根県認証」と表記されたマーク)も公式なマークとして使用することができます。

## ●マーク表示についての禁止例

文字の位置や、プロポーシオンは変えてはならない。



指定された色以外は使用してはならない。

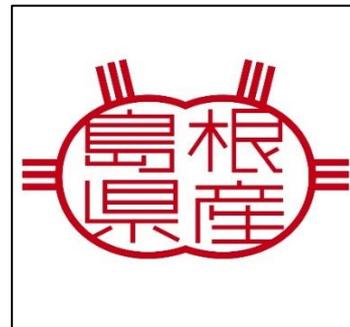


マークは角度をつけて使用してはならない。

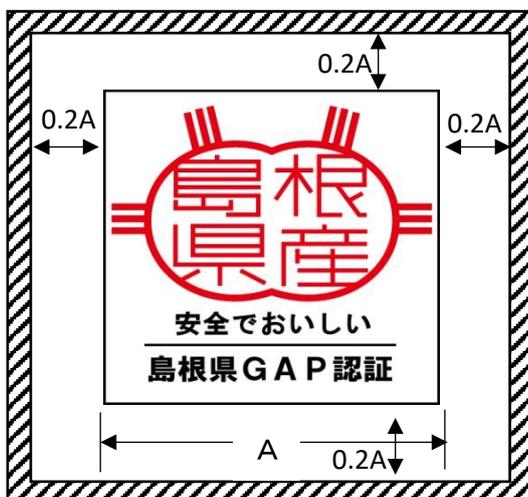
水平垂直を守ること。



「安全でおいしい島根県GAP認証」（又は「安全で美味しい島根県認証」）の文字を取り除いて使用してはならない。



## ●他の表示との分離スペース



他の表示との分離スペースは、マーク使用サイズの横幅の1/5以上のスペースを上下左右とも空けること。

別添3

しまねっこコラボ認証マーク

パターン①



島根県観光キャラクター「しまねっこ」 島観連許諾第1830号

パターン②



島根県観光キャラクター「しまねっこ」 島観連許諾第1830号

パターン③（上位認証のみ使用可）



島根県観光キャラクター「しまねっこ」 島観連許諾第1830号

※便宜上、グラデーションで金色を表現しています。

- デザインを変更することなく使用してください（縦横比も変更しない）。  
※ただし、平成30年12月31日以前のデザイン（「島根県GAP認証」を「島根県認証」と表記したもの）も公式なマークとして使用できます。
- 「しまねっこ」のセリフを入れる場合には、事前に農産園芸課に協議・了承を得た上で行ってください。
- その他、「マーク使用規程」を遵守し、別添2「安全で美味しい島根の県産品認証マーク清刷」の注意事項に準じた取扱いをしてください。